

埼玉県知事
大野元裕 殿

2025年9月16日

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 幹雄平尾

要請書

平素より、連合埼玉の運動に対しまして、格段のご理解・ご協力を賜り、衷心より感謝・御礼を申し上げます。

さて、埼玉県を取り巻く情勢は、かつてないほど複雑さを増しております。労働力人口の減少により、深刻な人手不足は全産業共通の課題であり、本年8月に埼玉労働局より発表された令和7年7月分の有効求人倍率は1.18倍と全国水準を下回っている状況で、正社員求人の不足や中小企業の採用難が顕著となっています。特に、物流・建設・介護関係など生活に直結する分野での担い手不足は、県民生活や地域経済の持続可能性を揺るがしかねない状況となっています。

また、物価高騰の影響は依然として続いており、国際情勢の不安定化や円安進行、エネルギー・食料品価格の高騰により、実質賃金は伸び悩み、県民生活は厳しさを増しています。最低賃金の引き上げや賃上げの取り組みは進んでいるものの、中小企業や非正規雇用においては依然として処遇格差が残り、安心して働き続けられる環境整備が強く求められています。

一方で、県民生活と労働現場の安全性確保が改めて問われています。令和7年1月に八潮市で発生した下水道管の劣化による道路陥没事故では、老朽化インフラの危険性が顕在化し、県民の生活基盤の安全確保や計画的なインフラ更新の必要性が浮き彫りとなっています。加えて、気候変動の影響も深刻となっています。本年の夏は、県内で連日35℃を超える猛暑日が続き、熱中症搬送者が急増するなど、県民の健康と生命を直接脅かしました。

また、集中豪雨による河川氾濫・冠水被害も発生し、災害リスクは年々高まっています。異常気象の常態化を前提に、県民の生命・健康・暮らしを守るため、防災・減災対策とともに、猛暑対策や生活支援の一層の強化が急務であることが明らかとなっています。

そのような中、大野県知事におかれましては、「埼玉県の強い経済の構築に向けた戦略会議」などをつうじた経済政策対応や災害の激甚化への対応など、昼夜を分かたず、ご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。引き続き、日本一の暮らしやすい埼玉の実現にむけて、県民の命と暮らしを守るための対応をお願いいたします。

私たちは「働くことを軸とする安心社会一まもる・つなぐ・創り出すー」の実現にむけて、働く者・生活者の立場に立った政策実現を軸に広範にわたり研究・検討を重ね、県政に対する政策・制度要請を以下のとおりとりまとめました。

本要請は、雇用の安定と公正労働条件の確保およびすべての世代が安心して働き続けられる社会へと転換をはかり、ジェンダー平等をはじめとする多様性の実現などをつうじた、誰一人取り残されることのない社会の実現ならびに社会の様々な課題・不安の解消にむけた要請内容となっています。

つきましては、大野県知事の強いリーダーシップのもと、関係各所と十分な連携をはかり、迅速な対応をはかっていただくとともに、本要請が勤労県民の総意として受けとめていただき、2026年度の予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

以上

2025年度
埼玉県への政策制度要請

10分野 43項目

2025年度政策・制度要請

I. 総合経済・産業政策

1. 「公契約条例」制定について

すべての産業を対象に、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、ILO第94号条約型の「公契約条例」を制定すること。また、そのためには、労働者団体や事業者団体など関係者が一堂に会して、意見交換や認識共有がおこなえる場の設置を早期におこなうこと。

＜要請の根拠＞

埼玉県内では、すでに公契約条例を制定した草加市・越谷市があり、その必要性や重要性については理解が進んでいる。また、上尾市・富士見市などでは、公契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の推進をはかるために「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」として定めており、公契約の際に必要な手続きを定め公契約の適正化を促している。

特に、賃金条項においては、草加市・越谷市で公契約条例に盛り込まれており、上尾市や富士見市では、労働環境の確認に関する要綱の中で、支払賃金の確認をおこなう要綱となっている。また、現状の原材料高、エネルギー高などによる物価上昇の中で、公契約事業に携わる労働者の賃金においても、賃金を引き上げる必要がある。

公契約条例は、本来、事業者・労働者・地域住民そして行政と、全ての関係者にとってプラスとなりうるものであり、また条例（労働条項型）の制定により、「公契約に従事する労働者などの適正な賃金・報酬の確保」「入札におけるダンピング受注防止、適切な落札率・発注額への改善」「地域事業者の育成と人手の確保」「地域経済・社会の活性化と好循環」などの効果も期待される。

そのような中、東京都内では、ILO第94号条約型を制定する自治体の動きが加速化してきている。しかし、これまで条例制定が進まなかった理由として、「行政が事務負担の増加をいやがっている」「事業主が、受注金額が上がらずに労務費や条例に関わる事務負担増を懸念する」などの声が挙げられていた。

埼玉県および各市町村においては、公契約をおこなう発注者という立場から、税金の公正な支出と公共サービスの質を確保し、公契約事業に携わる労働者の労働条件ならびに賃金水準も確保するためにも、「賃金条項」を盛り込んだILO第94号条約型の「公契約条例」を制定する必要がある。また、そのためには、労働者団体や事業者団体など関係者が一堂に会して、意見交換や認識共有がおこなえる場を早期に設置することが必要である。

【参考情報】

＜公契約とは・・・＞

国や地方自治体が民間企業やN P Oなどと結ぶ契約のことをいう。契約金額の大きい公共工事が代表的であるが、物品の購入、病院の医療事務、施設のビルメンテナンス、公共施設の管理、警備、給食、運送、清掃業務（ごみの収集等）、施設管理、スポーツ施設の運営など広範にわたっている。（指定管理者制度も含む）

＜公契約条例の類型・仕組み＞

条例の4類型

①労働条項（賃金条項）型＝労働報酬下限額以上の支払いの定めがあるもの

1) 労働報酬下限額について〔受注者の支払い義務〕があるもの

ILO第94号条約型・・・発注者の自治体と受注者の事業者が、対象の公契約事業にて、〔受注者および受注関係者が、第三者である労働者などに対して、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う〕契約（労働条項、連帯責任条項）をするもの。受注者に契約の履行義務、労働者に労働報酬下限額（労働債権）の請求権がある。

公権力規制型・・・発注者の自治体が、公権力により、受注者の事業者に対して、労働報酬下限額以上の支払いを強制するもの。最低賃金法との二重規制となり問題がある。

2) 労働報酬下限額について〔受注者の支払い義務〕がないもの

行政指導型・・・発注者の自治体が、受注者及び受注関係者の事業者に対して、労働報酬下限額以上の支払いを求めるもの。効果が低く、行政の事務負担が大きい。

②理念型＝ 労働報酬下限額以上の支払いの定め（賃金条項）がないもの

理念型・・・公契約に関する総則的事項を定めるもの。賃金条項がなく、効果がない。

<ILO94号条約型条例（公契約条例の代表格）の仕組み>

発注者の自治体と受注者の事業者が、対象の公契約事業において〔受注者および受注関係者が、第三者である労働者などに対して、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う〕契約（民法537条「第三者のためにする契約」）をすることを定める条例。

また、受注者に使用する労働者に対する労働報酬下限額以上の支払い義務はあるが、受注関係者（下請事業者等）が使用する労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いの連帯責任がない

<東京都内の公契約条例の制定・施行状況> *2025年5月現在

1. 多摩市	2011年12月制定	2012年 4月施行	ILO第94号条約型
2. 渋谷区	2012年 6月制定	2013年 1月施行	公権力規制型
3. 国分寺市	2012年 6月制定	2012年12月施行	ILO第94号条約型
4. 足立区	2013年 9月制定	2014年 4月施行	ILO第94号条約型
5. 千代田区	2014年 3月制定	2014年10月施行	ILO第94号条約型
6. 世田谷区	2014年 9月制定	2015年 4月施行	行政指導型
7. 目黒区	2017年12月制定	2018年10月施行	ILO第94号条約型
8. 日野市	2018年 3月制定	2018年10月施行	ILO第94号条約型
9. 新宿区	2019年 6月制定	2019年10月施行	行政指導型
10. 杉並区	2020年 3月制定	2020年 4月施行	ILO第94号条約型
11. 葛飾区	2021年 3月制定	2021年 4月施行	理念型
12. 江戸川区	2021年 6月制定	2021年 6月施行	ILO第94号条約型
13. 中野区	2022年 4月制定	2022年 4月施行	ILO第94号条約型
14. 北区	2022年 6月制定	2023年 7月施行	行政指導型
15. 墨田区	2023年10月制定	2024年 4月施行	行政指導型
16. 台東区	2023年12月制定	2025年 4月施行	ILO第94号条約型
17. 文京区	2024年 6月制定	2025年 4月施行	ILO第94号条約型

2. 自治体におけるDX推進について

- (1) デジタルデバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）への対策を強化すること。地方自治体や企業が主体となって、地方公共団体におけるDXの推進のため、総務省の「地域社会DX推進パッケージ事業」や「地域デジタル基盤活用推進事業」などを活用すること。

＜要請の根拠＞

2020年12月、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示している。

このビジョンの実現のため、住民に身近な行政を担う自治体、特に市区町村の役割は極めて重要として、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項や政府の支援策をまとめている。

総務省が自治体のデジタル進捗度を取りまとめている「自治体DX・情報化推進概要（2024年4月）」によると、47都道府県のうち、デジタルデバイド対策を実施していないと回答したところは3県となっている。また、日本総研が発表したレポート「自治体DXの進捗状況～デジタル改革本格化後の自治体DXの現在地点を探る～」によると、「都道府県別にみた基礎自治体のDXへの取り組み状況の偏差値」では、東京、神奈川、大阪といった人口や経済規模の大きな自治体での偏差値が高い中で、大分県は全県的な取り組みにより偏差値59.61となっており、全国3位という実績です。こうした優れた取組をしている自治体を参考にしながら、日本全国で取り組みを強化していくことが必要がある。

今後、自治体DXを推進していくためには、総務省がデジタル人材・体制の確保、AI・自動運転、先進無線システム（ローカル5）等の先進的技術の実証、地域の通信インフラ整備の補助を実施する「地域社会DX推進パッケージ」や「地域デジタル基盤活用推進事業」の活用を検討することが重要である。

- (2) 自治体における基幹業務システム標準化について、移行業務を担うベンダーに過度な負担がかかるないようにすること。加えて、システムの進捗状況を確認し、期限に間に合わない場合は必要な対策を実施すること。

＜要請の根拠＞

現在、地方公共団体が使用する基幹業務システムの統一・標準化がデジタル庁を中心に進められている。しかし、標準化の対象となる地方公共団体1,788団体の内、402団体が本来の移行期限である2025年度を超過して、2026年度以降にならざるを得ないことが明らかとなっている。こうした「特定移行支援システム」を保有する団体では、無理なスケジュールの下、移行を担当するベンダーの下で働く労働者に長時間労働が強いられている可能性がある。

今後、地方公共団体のシステム開発に限らず、何らかのプロジェクトを民間企業に委

託する場合は、長時間労働につながる慣行の見直しを進める必要がある。

【参考情報】

＜埼玉県内における特定移行支援システム該当状況（2025年1月現在）＞

埼玉県（1）、さいたま市（13）、川口市（7）、所沢市（7）、東松山市（1）、狭山市（14）、上尾市（3）、草加市（19）、熊谷市（3）、蕨市（14）、戸田市（11）、入間市（17）、新座市（14）、八潮市（1）、日高市（1）、伊奈町（1）、三芳町（2）、滑川町（1）、嵐山町（1）、小川町（1）、川島町（1）、吉見町（1）、ときがわ町（1）、横瀬町（2）、東秩父村（1）

※カッコ内の数字は特定移行支援システム該当件数

3. 企業成長、業態転換への支援について

「よろず支援拠点」、自動車産業「ミカタプロジェクト」をはじめとした、中堅・中小企業に対する伴走支援制度の周知・広報を強化すること。

＜要請の根拠＞

経済産業省は、2022年度から自動車産業「ミカタプロジェクト」として、自動車の電動化の進展に伴い、需要の減少が見込まれる自動車部品（エンジン、トランスミッション等）に関わる中堅・中小企業者が、電動車部品の製造に挑戦するといった「攻めの業態転換・事業再構築」について、窓口相談や研修・セミナー、専門家派遣などをつうじて支援する事業を実施している。

「ミカタプロジェクト」と同様の伴走支援は、「よろず支援拠点」において産業に関わらず実施されている。ものづくり産業のすそ野は広く、関係する産業・企業も多いため、こうした制度を広く周知し、ほかに支援の必要な産業があれば、同様の施策を実施していくことが重要である。

【参考情報】

＜ミカタプロジェクトとは＞

自動車産業に関わる中堅・中小企業者のCASE対応（※1）に向けた『見方』を示し、企業の『味方』としてサポートする事業です。電動車で需要が減少する部品（エンジン部品等）を製造するサプライヤーの電動車部品製造への挑戦や電動化やデジタル化による車両の変化に伴う技術適応など、中堅・中小サプライヤーの事業転換などを支援します。

※1 CASE（ケース）とは、自動車業界における「Connected（コネクテッド）」「Autonomous（自動運転）」「Shared & Services（シェアリング・サービス）」「Electric（電動化）」の4つのキーワードの頭文字を組み合わせた造語です。これらの技術革新は、自動車のあり方だけでなく、社会全体に大きな変革をもたらすとされています。

○ミカタプロジェクト地域支援拠点（公益財団法人埼玉県産業振興公社）

<https://www.saitama-j.or.jp/jidosha/#project>

＜よろず支援拠点＞

経済産業省・中小企業庁が、全国47都道府県に設置する「経営なんでも相談所」となっています。中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人などの中小企業・小規模事業者に類する方の売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる悩みの相談に無料で対応しています。

○埼玉県よろず支援拠点（公益財団法人埼玉県産業振興公社）

<https://saitama-yorozu.go.jp/>

II. 雇用・労働政策

1. 介護従事者の人材確保に向けた環境整備の取り組みについて

介護に専念できる環境整備に向け、ＩＣＴ化の推進や事務作業の簡素化などを推進するため、国へ法令上の提出書類の見直しを要請すること。

＜要請の根拠＞

介護現場に求められている事務作業が増加している実態があり、法令上、提出が必要な書類の見直しやＩＣＴを活用した事務作業の軽減(書類削減)をおこない、介護従事者の業務を軽減する必要がある。

2. 就学前教育・保育に携わる職員の待遇改善と人材確保・定着に向けて取り組むこと。

(1) 就学前教育・保育に携わる職員（保育士、教員以外の職員も含む）の待遇改善や保育人材の確保・定着に向けて、県（市町村）として更なる取り組みをすること。

(2) 就学前教育・保育に携わる職員（保育士、教員以外の職員も含む）の配置基準の見直しや休日保育などの働き方の改善に向けて更なる予算の増額などを、県（市町村）として取り組むこと

＜要請の根拠＞

就学前教育・保育に携わる職員の範囲は、保育士や教員以外の職員も含んでいる。保育士等の待遇改善については、現在、国として対応をはかっていくこととなっているが、待遇水準の高い都市部への流出が問題となっている地域などにおいては、県や市町村においても更なる待遇改善策が必要であり、更には保育士以外の運営に携わる職員の待遇改善も必要不可欠である。

また、人材の確保・定着が重要であり、そのためには、待遇改善等加算の更なる予算増額や対象事業範囲の見直しを市町村に対し働き掛ける必要がある。

保育士については、2024年4月から、保育士配置基準の見直しが図られたが、3歳児は、「20人に1人」から「15人に1人」へ、4歳児・5歳児は、「30人に1人」から「25人に1人」へと配置基準が変更となったが、0歳児から2歳児の配置基準については見直しの対象に含まれなかつた。一方、自治体によっては、よりきめ細かな保育を実施するために国の基準を超える独自の配置基準を定めている自治体もあるが、保育サービスの地域間格差の解消及び保育の質の更なる向上に向けて、国の0歳児から2歳児に対する配置基準の見直しは急務である。

幼稚園配置基準では、1学級の幼児数が35人以下を原則としており、職員の配置数は1学級あたり専任教諭1人をおくことが基準となっているが、それに加え、「預かり保育」や「休日保育」の実施など、業務負荷は高くなっているため、改善が必要である。

また、ＩＣＴ等を活用した事務作業の簡素化や子育て支援員の増員をはかる必要がある。

子育て支援員は、研修を受ければ無資格でも子ども子育てに関わる仕事に就ける（市町村単位）ことから、官民の連携により子育て支援を広げていくことが必要である。

3. 中小企業退職金共済制度への補助制度導入について

中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、中

小企業の加入を促進するための周知を継続すること。

更には、加入を希望するが、企業として加入が難しい事業者がいるため、市町村として補助制度を導入出来るように県として補助金などの支援をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

適格年金が廃止され、厚生年金基金の解散（2023年11月1日時点で現存する厚生年金基金は5つのみ）が進んでいる中で、中小企業においてこそ、退職金の外部保全としての企業年金制度の意義は大きいものの、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金を中小企業が設立・運営することは、コストや手続き、投資教育などの負担が大きく難しい。

したがって、中小企業にとっては、中小企業退職金共済が最も有力な選択肢となる。このことをふまえ、中小企業退職金共済制度に対し、より多くの自治体において補助制度を導入することが必要である。

埼玉県内においては、16市3町で補助制度による支援があるが、東京都や群馬県では都県単位での補助制度を定めており、地域での偏りのない支援をおこなっている。

埼玉県においても、より多くの中小企業で働く労働者の将来の安心に向けて、補助制度のない市町村において支援（県からの助成金など）をする必要がある。

【参考情報】

＜埼玉県内で助成制度のある19市町＞

川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、本庄市、深谷市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、越生町、ときがわ町、横瀬町

＜助成制度のある関東の行政＞

https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/link/link02_02.html

4. 現役世代のがん患者・がん経験者に対する支援について

現役世代のがん患者・がん経験者が治療と仕事や生活が両立できるよう、以下の施策をおこなうこと。

（1）治療と仕事の両立支援に向け、介護保険サービスや小児がん患者の医療費助成制度を利用できない全ての18歳から39歳以下のがん患者に、ヘルパー派遣など生活に必要な支援をおこなうこと。なお、18歳から39歳以下の終末期がん患者については、在宅療養に必要な費用の一部助成など公的支援制度がない市町村（県内16市町で導入）へ創設にむけた取り組みをおこなうこと。また、国に対しての支援制度創設に向けた要請を継続しておこなうこと。

＜要請の根拠＞

国立がん研究センターの推計で、日本人が生涯でがんと診断される確率は2人に1人とされている。また、がん治療の発達により通院での治療をする患者が増えており、今後は経済的な問題や生きる意欲を持ち続けるため仕事と治療の両立を支援することが必要とされる。

特に、治療中のがん患者の18歳から39歳以下については、子育て世代にもかかわらず、症状が重くなても生活に対する公的支援制度がない市町村もあることから、県として導入にむけて支援が必要である。

【参考情報】

＜県内自治体の助成制度の整備状況＞

さいたま市、川口市、行田市、所沢市、加須市、春日部市、上尾市、戸田市、和光市、久喜市、蓮田市
幸手市、三芳町、川島町、美里町、寄居町

(2) 治療と就業の両立に配慮し、新たにがん患者を雇用する事業所に対し、がん患者就労支援奨励金制度導入に向けた調査・研究をすすめ、早急に対象者雇用に対する助成金や奨励金制度を創設し、がん患者の就業支援に取り組むこと。

＜要請の根拠＞

治療のために離職してしまった労働者が再度就業しやすい環境整備も必要であり、東京都のようながん患者を新規に雇用した事業者に奨励金を支給するなどの支援により、再就職に向けた対策が必要である。

5. 高年齢者が地域で働く場の確保と活用企業への支援について

企業・地方公共団体などは、人材不足が深刻化している。一方で、働く意欲があり、さまざまな能力・スキル、知識、技術・技能を持ち合わせた退職した高齢者の中には、その能力を発揮する雇用の機会を求めている。

県内での高齢者雇用の枠を広げるために、「70歳雇用制度導入アドバイザー派遣」における常時雇用20人の制限を拡大すること。また「70歳雇用確保助成金」予算の拡充を検討すること。

＜要請の根拠＞

現在、県が実施している「70歳雇用制度導入アドバイザー派遣」の派遣条件は常時雇用20人の企業と限定されている。県内のより多くの企業が70歳雇用を実施するためには、アドバイザー派遣条件の雇用人数枠を拡大し、アドバイザー派遣を受け制度を導入することにより、70歳雇用をおこなう企業が広がり高齢者が地域で働く場の確保につながると考える。また、「70歳雇用確保成金」の予算を拡充することにより、多くの県内企業が活用することが、高齢者の働く場の確保につながると考える。

III. 交通政策

1. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実・整備について

持続可能な地域づくりのために、地域公共交通を軸とする移動保障の充実・整備をおこなうこと。特に免許返納をした高齢者や障害のある人が社会生活に困難をきたすことのないよう、地域公共交通を県内市町村と連携して構築すること。

＜要請の根拠＞

日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。団塊の世代の方々が全て75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されている。

高齢者の運転、特に65歳以上のドライバーによる事故率は、若年層と比較して高い傾

向にある。その対応の一つとしての免許返納には、メリットがある一方、様々なデメリットがある。移動手段が限られることによる生活の不便さ、特に公共交通機関が未発達な地域では、免許を返納することによって買い物や通院が困難になる。こうしたデメリットは、高齢者が免許を返納することに対する抵抗感を助長する。

公共交通機関などが少ない地方における高齢者の生活の足をどう確保するのかが課題であり、クルマがライフラインである地域では、生活の足を確保することも重要である。しかし地域によっては、人口減少や同じく高齢化といった要因により、公共交通機関の運転手不足なども大きな課題である。そのため、現在、さまざまな地域で、自動運転バスなどによる巡回サービスなどの実証実験も行われている。

この課題や問題を明確にし、高齢者や障害のある人の生活に必要な移動手段を確保できるよう、地域公共交通を県内市町村と連携して充実・整備することが必要である。

2. 荷物積み下ろし駐車緩和実施個所拡大について

貨物集配中の自動車に係る駐車規制の見直しがあり、2024年6月時点で駐車緩和実施個所として県内15箇所設置されている。ECビジネス（インターネット経由で契約や決済をし、物やサービスを提供する市場）の急成長による宅配便の取り扱い個数の増加しているため、現在の県内15箇所では不足しており、駐車緩和実施個所拡大や集荷集配をおこなう企業の協力が必要となっている。

＜要請の根拠＞

2022年度の宅配便取扱個数は全国で50億588万個となっており、前年度比1.1%増加。2023年は50億733万個となっており、前年度比0.3%の増加でした。埼玉県の明確な取扱個数は発表されていないが、2023年は各都道府県平均で約1億4千万個である。

県内の駐車緩和実施個所は、県内全域には広がっておらず、県内での更なる拡大が必要である。

【参考情報】

＜埼玉県内の荷物積み下ろし駐車緩和実施個所＞

NO	実施年度	場所	時間	駐車台数
1	2021年	さいたま市大宮区大門町1丁目	終日	概ね2台
2	2021年	さいたま市大宮区大門町3丁目	9:00～20:00	2台分
3	2021年	さいたま市大宮区大門町3丁目	9:00～20:00	3台分
4	2021年	さいたま市大宮区桜木町1丁目	終日	2台分
5	2021年	さいたま市浦和区常盤9丁目	終日	2台分
6	2021年	川越市脇田町4番地	終日	概ね3台
7	2021年	川越市脇田町18番地	終日	1台分
8	2021年	春日部市中央1丁目2番地	終日	3台分
9	2021年	春日部市中央一丁目52番地	終日	3台分
10	2021年	さいたま市大宮区大門町2丁目	終日	1台分
11	2021年	さいたま市中央区新都心2番地	終日	3台分
12	2022年	熊谷市本町2丁目	終日	2台分

1 3	2022年	さいたま市浦和区高砂1丁目	終日	1台分
1 4	2023年	白岡市小久喜675番地 A棟	終日	3台分
1 5	2023年	白岡市小久喜675番地 B棟	終日	3台分

IV. 福祉・社会保障政策

1. 医師の地域偏在の解消

医師不足の地域における総合診療医を増やすため、当該地域の医療に従事する医療人の育成・支援に向けて、以下の施策をおこなうこと。

- (1) 診療科偏在の解消と総合診療医をめざす若手の確保に向け、計画的な無償の教育訓練のさらなる充実をはかること。
- (2) 運営が困難な保険医療圏における医師の地域勤務にともなう負担緩和のため、県による調整の上、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務がおこなえる体制やボランティアの活用などをおこない、保険医療圏の立て直しをはかること。

＜要請の根拠＞

少子高齢化がもたらす医療ニーズの変化により、従来型の臓器別ではなく、一人の患者を包括的かつ継続的に診ることのできる総合診療医の存在が強く求められている。

また、医師の地域勤務ローテーションの取り組みについては、より多くの医師ローテーション体制の確立をはかることが必要である。特に、秩父医療圏（1市4町）においては、現状3病院で構成される2次救急輪番制の維持がとても困難な状況であり、医療崩壊を引き起こす可能性が非常に高くなっている。

したがって、地元だけで輪番制を維持することが困難であることから、困難な地域医療圏の自治体からの意見収集をおこない、連携したうえで、都市部とより多くの医師ローテーション体制を構築する必要がある。

2. 特別支援学校に在籍する不登校児童への支援体制の整備

特別支援学校に在籍する不登校児童生徒を対象に、市町村が設置する適応指導教室への受け入れ態勢を整備すること。もしくは、学外の施設等を設置し、発達や療育を中心とした専門的な知見を踏まえた支援がおこなわれる体制を整備すること。

＜要請の根拠＞

公的な不登校児童生徒の支援施策として、市町村の教育委員会が長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に学習の援助をおこなう適応指導教室が設置されており、適応指導教室に通うことができれば出席日数として認められる。

しかし、特別支援学校に在籍している児童生徒が不登校状態になった際には、所管が異なること、対応できる教員などが居ないことを理由として、適応指導教室を利用することは困難である。また、市町村の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒についても、そもそもの設置目的が異なることから、特に発達や療育の面で対応が必要な場合には、出席扱いとなる教室在籍が認められないことも少なくない。

その一方で、全国の特別支援学校における不登校児童は、小学部で2022年度に398人と約0.8%、中学部では840人と約2.6%と決して少なくない割合である（参照：文部科

学省『2023年度学校基本調査』、文部科学省『特別支援教育の充実について(2023年度)』)。

以上のことから、埼玉県として特別支援学校に在籍している障がいのある不登校児童生徒に対して、適応指導教室のような通学により出席扱いとなる学外の施設などを設けることが必要である。

3. ユニバーサルシート（介助用ベッド）利用の利便性向上について

ユニバーサルシートの設置場所について、利便性が高く誰もが簡易的に検索できるようすること。

＜要請の根拠＞

設置場所の情報取得については“G I S（地理情報データベース）”にて検索することになり、実際の利用者からは「スマートフォンの性能によってはブラウザで閲覧が出来ない」、「どうやってアクセスするのか解りづらい」などの声があがっているため、現在のG I S（地理情報データベース）利用者の声を確認したうえで、利便性の向上をはかる必要がある。

またスマートフォンアプリの提供や、埼玉県公式L I N Eに機能（アクセスリンク）を追加するなど、利便性の充実をはかる必要がある。

4. ペアレントメンターの積極的活用について

ペアレントメンターの養成数を更に増やすとともに、ペアレントメンターが必要な保護者が利用できるよう周知すること。

また、WEBを活用した「交流・相談事業」については、働く保護者も参加できる時間帯および休日などにも開設することで、多くの保護者が参加できるようにすること。

＜要請の根拠＞

2022年に文部科学省がおこなった調査によれば、15歳未満の発達障がい者数の推計は7.6万人であり、国立障害者リハビリテーションセンターの「発達が気になるお子さんの養育に関するアンケート調査結果」では、『子どものことで相談できる人がいない』に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した保護者は19.7%（前回調査時20.4%）であり、『子どもに合った子育ての方法がわからない』と回答した保護者は49.6%（前回調査時51.5%）と、若干の減少は見られたものの、必要な世帯に支援が届いているとは言えない。

依然としてペアレントメンターの必要性は高く、継続的なペアレントメンターの養成および周知が必要である。また、同アンケートにて「休日・夜間も利用できる子育ての相談」に「とても必要」「必要」と回答した保護者は55.4%であり、働く保護者も参加しやすい制度とすることが急務である。

5. ケアラー・ヤングケアラー支援の取り組みについて

埼玉県ケアラー支援条例の基本理念である「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会」の実現をめざし、県内のさまざまな関連機関、市民団体とともにケアラー支援の流れ・体制をつくり、以下の施策をおこなうこと。

（1）ケアラーの支援体制の整備について

①ケアラーの支援体制整備のため、「ケアラー支援スタートブック（手引き）」を作成すること。

＜要請の根拠＞

大人のケアラーも切実な状況の中で、「助けて」と言い出せず孤立しているなど、公的な制度を知らないビジネスケアラー（またはワーキングケアラー）が多く存在するという実態がある。

ケアラーが自ら相談し、制度やサービスを利用できていれば、問題の多くは解決しているはずであり、ケアラーの実態を踏まえて、ケアラー支援に活用できる手引きを作成する必要がある。また、ライフステージごとに抱える悩みや問題が異なることを認識し、ヤングケアラー支援スタートブックとは別に、全ての世代のケアラー支援のための手引きが必要である。

②ケアラー（ビジネスケアラー・ワーキングケアラーを含む）・ヤングケアラーを対象とした実態調査を継続的におこなうこと。

＜要請の根拠＞

ケアラー・ヤングケアラーの実態調査は、効果的な支援方法の検討材料の前提でもある。実態調査は2020年度以降実施されておらず、実施に向けた検討を進める必要がある。

また、実態把握の継続は政策・制度を着実に進める上で必要不可欠である。

（2）病院、診療所、保健福祉関係の事業所などの支援体制の構築

ケアラーが被介護者と出向く病院、診療所、保健福祉関係の事業所など、ケアラーを発見する可能性が高い関連機関に対して、発見後のケアラー支援の流れを明文化、可視化することで、支援のイメージと実践について共通認識を持てるようにすること

また、研修や実践の取り組み状況については、県有識者会議などの場で共有と検証をおこない、専門的な知見を活かしつつ支援の流れの一法律化を目指すこと。

＜要請の根拠＞

埼玉県では、“支援の流れの一法律化”は難しいと考えているが、ある程度のモデルを提供し、支援の流れを可視化して示すことは、ケアラー支援の具体的理解を進め、深めるためには重要である。

また、事業を推進する上でおこなうヒアリングなどについては、県有識者会議などの場で共有し、様々な観点から検証をおこなうことも重要である。

6. 50歳以上の帯状疱疹予防接種（ワクチン）の補助について

県がおこなう50歳以上の帯状疱疹予防接種（ワクチン）の補助費用について、全ての市町村が助成できるよう拡充をすること。また、心筋梗塞や脳卒中などのリスクが考えられるため、早期に実施すること。

＜要請の根拠＞

帯状疱疹は、80歳までに3人に一人が発症をするヘルペスウイルスを原因とする感染症である。また、帯状疱疹後神経痛という強い痛みが続く場合や後遺症例もあり、さらには心筋梗塞や脳卒中のリスクを増加させることも知られている。

2014年に水痘が定期予防接種化されて以降、子どもの水痘患者が減少し、大人が追加免疫を得る機会も少なくなったため、発症率が急激な増加傾向にある。（1979年から2020年の間に帯状疱疹の発症率は1.8倍に増加）

国立がんセンターの報告によれば、ワクチン接種による集団免疫の効果は60%という研究結果もあり、ワクチンの効果は証明済みである。

発症予防・重症化予防が期待できるワクチンの接種は50歳以上から任意接種できるが、全額自己負担であり、ワクチン費用は7千円～3万円と高額のため、県として助成が進むよう要請するものである。(県内36／63市町村で助成あり※2024年9月時点)

なお、東京都では、助成している自治体に対して都が半額を負担しており、助成する自治体も増加している。

【参考情報】

＜ワクチン接種補助が実施されている市町村＞

熊谷市、川口市、行田市、飯能市、春日部市、狭山市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町

7. がん患者を対象とするアピアランスケア用品の購入補助について

- (1) がん患者を対象とするアピアランスケア用品の購入補助を導入すること。そのために、県として未導入の市町村へ指導すること。
- (2) 現在購入補助を導入している市町村を含めて、県内での助成を不公平感のないものとすること。

＜要請の根拠＞

県は、今年度あらたな助成事業として「アピアランスケア用品の購入」に対し、市町村助成額の1/2（上限5,000円）補助することとしている。

現在51市町村が助成事業をおこなっているが、がんの罹患率（男性で65.5%、女性で51.2%）が非常に高いことからも、全市町村で助成事業が開始できるよう、県からの指導をおこなうことが求められている。

また、現在導入されている市町村でも「ウィッグのみ」など助成対象となるものに違ひがあり、「医療用ウィッグ」「補正下着」「人口乳房（胸部補正具）」などが対象となるように、がん患者の経済的負担の軽減をはかることが必要である。

V. 環境・資源政策

1. 「カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク」活動の推進について

市町村の課題に応じた大学や企業等との有機的な連携体制の更なる強化すること。

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が活用促進されるよう、地方自治体内の多くの地域で「脱炭素先行地域」に選定されるよう取り組むこと。また、商業地域や工業団地などでも「脱炭素先行地域」選定が促進されるように取り組みを強化すること。

＜要請の根拠＞

「地域脱炭素ロードマップ」では、目標達成のため、「少なくとも100ヶ所の脱炭素先行地域において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性などに応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向

かう取り組みの方向性を示すとされている。

2024年9月に第5回目の「脱炭素先行地域」選考結果が発表され、第1回目からの累計で82の自治体提案が選定された。しかしながら、埼玉県で選定されているのは、さいたま市のみであり、今後より多くの埼玉県内の自治体が選定され、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進をはかりつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備をおこなっていくことが重要である。

また、地球温暖化対策計画では、産業部門の削減率の目標を従来の7%から38%へと大幅に引き上げており、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、埼玉県は、各自治体が産業界・業界団体と連携強化できるよう働きかけていくことが重要である。

【参考情報】

<地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）>

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

<脱炭素地域づくり支援サイト>

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#regions>

2. 路上喫煙の課題に対する屋外分煙施設の設置推進について

路上喫煙によるポイ捨てや、望まない受動喫煙対策推進のために地方たばこ税を活用した屋外分煙施設の設置推進をすること。

また、県内市町村の担当者と連携を図り、県の助成を広く周知すること

<要求の根拠>

埼玉県の2024年度たばこ税歳入予算額は、81億円と県税総額の約0.9%を占める税となっている。また、2020年4月の改正健康増進法の全面施行とそれに伴う企業の取り組みなどにより屋内喫煙場所が減少した一方で、受け皿となるべき屋外喫煙場所が増加していないことから、路上喫煙や吸殻のポイ捨てなどによる問題が発生している。

この問題を解決するには、人の集散が多いエリアでの公衆喫煙所の設置をすることが有効と総務省も示している。なお、総務省は、地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前、商店街、公園などの場所における屋外分煙施設の整備について、県や市を含む地方公共団体へ通達（2024年4月1日）を出しており、その重要性を認識し、地方たばこ税を活用しながら必要な喫煙場所整備措置を積極的に進めることが重要である。

【参考情報】

<総務省 通知通達>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000939971.pdf

<厚生労働省 健康増進法の一部を改正する法律概要>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

3. 県や市町村の管轄する公共施設への太陽光発電設備、水素供給・活用設備の導入促進について

県や市町村が管轄する公民館、学校を始めとした公共施設に国産の太陽光発電設備、特に今後成長が期待されるペロブスカイト太陽電池を積極的に導入すること。また、災害対

策の観点からも水素の供給・利用設備も同様に積極活用すること。加えて、供給・利用設備は全県で利用ができるよう地域に偏りなく設置されるよう促すこと。

＜要求の根拠＞

エネルギーの安定供給を実現するためには、太陽光発電設備、特に今後成長が期待されるペロブスカイト太陽電池を社会実装、利用拡大することが重要である。ボストン・コンサルティング・グループ合同会社が2024年5月に公開した報告書「再生可能エネルギー分野におけるGX実現に向けた次世代太陽電池及び浮体式洋上風力に関する海外動向調査」によると、公共施設に設置するペロブスカイト太陽電池市場は4,356億円の市場規模となるポテンシャルがあると試算されている。現状高額で社会実装が進まないペロブスカイト太陽電池に関する主導権を日本の企業が掌握するためには、官公庁が主導的に日本の新技術を導入し、普及を図る必要がある。

水素は国内生成が可能なだけでなく、貯蔵・運搬も可能であり、自動車燃料、水素還元製鉄、発電エネルギーへの利用など、多岐にわたる産業や幅広い分野での利用が期待され、今後の経済成長には欠かせない、グリーン成長戦略の主軸になり得るほか、災害対策にもつながる。

2024年10月、政府は脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現する観点から低炭素水素の活用を促進するために「水素社会推進法」を施行した。本法律の支援内容としては、事業者が供給する低炭素水素等に対して、供給開始後15年間、既存燃料との価格差を国が補填する「価格差に着目した支援（以下、価格差支援）」と、低炭素水素等を、需要家が実際に利用する地点まで輸送するにあたって必要な設備の整備費用の一部を国が支援する「拠点整備支援」がある。

しかしながら、支援の条件として、低炭素水素の年間供給量が価格差支援の場合年間1,000トン、拠点整備支援の場合年間10,000トンも必要なため、地域の中小企業におけるP2Gシステム（脱炭素電源で発電した電力の余剰分を気体燃料に変換して貯蔵・利用すること）による水素の利用や小規模なベンチャー企業が実施する水素供給事業における初期投資の負担軽減には活用できないという制度上の問題がある。地域の中小企業による水素の活用含めたGXの推進は日本全体のカーボンニュートラルに寄与するだけでなく、地域の産業競争力強化につながるため、地方公共団体が各種制度の支援対象について中小企業に向けた拡大・補完が望まれる。

新技术のビジネス化に弱点を持つ日本企業が今後世界で生き残るために、それ自体が目的化された実証実験の繰り返しではなく、地方公共団体の戦略的調達による普及が必要である。また、エネルギー、資源含む経済安全保障の実現のためには、入札に際してただ価格のみを考慮するのではなく、日本国内の産業競争力強化という観点も重視するということが中央省庁のみならず地方公共団体にも求められると考える。

【参考情報】

＜ペロブスカイト太陽電池とは＞

ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を持つ材料を用いた次世代太陽電池です。薄くて軽く、柔軟性があり、低コストで製造できるため、従来のシリコン系太陽電池の課題を克服できる可能性を秘めています。

＜埼玉県におけるペロブスカイト太陽電池導入状況＞

・幸手市と加須市では、ペロブスカイト太陽電池の実証実験中

- ・さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務

<埼玉県水素ステーション設定状況>

イワタニ水素ステーション埼玉戸田	戸田市新曽2323
イワタニ水素ステーションさいたま西	さいたま市西区宮前町291-1
浦和水素ステーション	さいたま市桜区中島2-6-1
エア・リキード所沢松郷水素ステーション	所沢市松郷265-1
ENEOS Dr. Driveセルフ大和田店	さいたま市見沼区大和田町1-1158
ENEOS Dr. Driveセルフ狭山根岸店	狭山市根岸505-1
イワタニ水素ステーション埼玉川口	川口市西新井宿33-1

4. 蓄電池・エネファーム等の分散型エネルギー資源の有効活用に向けた補助金制度および支援の拡充について

気候変動対策やエネルギーの安定供給等の観点から、自然条件に左右されることなく安定して電力供給が可能なエネファーム・余剰電力を蓄える蓄電池等の分散型エネルギー資源を有効活用した地産地消の実現に向け、「家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金」等をはじめとした補助金制度の継続と同補助金における「蓄電池・エネファーム（家庭用燃料電池システム）」を対象とした補助金額の引き上げをおこなうこと。

<要求の根拠>

国の第7次エネルギー基本計画では、「蓄電池は、モビリティの電動化や再生可能エネルギーの導入拡大等、2050年カーボンニュートラルを実現するために不可欠」なものと位置づけたうえで、地域での脱炭素促進をめざして「災害の激甚化が進む中で、各地域における国土強靭化の観点も踏まえ、防災力・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を積極的に推進する」ことを掲げている。

さらに、現在、家庭用蓄電池・エネファームをはじめとした分散型エネルギー資源は、家庭部門の脱炭素に貢献するだけでなく、小売電気事業者の経済DR（デマンドレスポンス）、レジリエンスへの対応等に活用されており、加えて国は、需給調整市場への参画についても、2026年度からの活用開始を目指し、詳細な制度設計等の検討を進めている。

家庭用蓄電池・エネファームをはじめとした分散型エネルギー資源の普及拡大に向けては、各種補助金制度の継続的な交付や拡充が必要不可欠であり、「家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金」の継続・補助金額の引き上げを行うことで、より蓄電池・エネファームの導入促進が図られ、埼玉県における家庭部門の脱炭素の推進が図れるものと考える。

VII. 教育・子育て政策

1. 育児休業と産後パパ育休の取得推進について

日本における育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向

にあるものの女性に比べて低い水準となっている。

政府は、男性の育児休業取得率を2025年までに50%に上げることなどを目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に取り組んでいる。

事業者に対し、積極的に男性の育児休業取得を推進していくとともに、企業にとって男性社員が育休を取得するメリットとして「両立支援等助成金」を受けることの周知をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

2021年10月1日から2022年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち2023年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は30.1%と、前回調査（2022年度17.13%）より13.0ポイント上昇した。

一方、1年間に在職中に出産した女性のうち、2023年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は84.1%と、前回調査（2022年度80.2%）より3.9ポイント上昇した。男性の育児休暇取得率は大きく増加しているものの、男女間の差はまだまだ大きいと言わざるを得ない。

また2022年4月1日から2023年3月31日までの1年間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「12か月～18か月未満」が32.7%（2021年度34.0%）と最も高く、次いで「10か月～12か月未満」が30.9%（同30.0%）、「8か月～10か月未満」11.4%（同8.7%）の順となっている。

そして男性では「1か月～3か月未満」が28.0%（2021年度24.5%）と最も高く、次いで「5日～2週間未満」が22.0%（同26.5%）、「2週間～1か月未満」が20.4%（同13.2%）となっており、2週間以上取得する割合が上昇している

男性の育児休暇取得率が上昇しているとはいえ、女性と比べると取得期間が非常に短いことが分かる。

政府は男性の育児休業取得率を2025年までに50%に上げることなどを目標に掲げ、2025年4月からは、従業員数300人超の企業に対して男性の育児休業取得率などの公表が義務付けられた。

中小企業など社員が少ない企業では、1人が育児休業を取ると人手不足による弊害に懸念を持つことから、社員が育児休業を取得すると、「両立支援等助成金」を受けることができるることを継続して周知する必要がある。

2. 児童虐待防止対策推進について

児童相談所の児童福祉司および児童心理司の増員、および弁護士、医師・保健師を配置し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。

また、児童虐待相談内容の分析（特に割合の多い「乳幼児」と「小学生」）をおこない、市町村への周知や関係者・団体などと連携した対策を講じること。

＜要請の根拠＞

2023年度、県内の児童相談所（さいたま市児童相談所を含む。）における児童虐待相談対応件数は、17,472件で、2022年度（17,213件）に比べて、259件増（+1.5%）となっている。

また、虐待を受けた児童の42.9%が、0歳から就学前までの「乳幼児」で、主な虐待者は「実母」が49.6%、「実父」が42.3%となっており、両者で91.9%を占めている。更には、小学生の34.3%を含めると虐待を受けた児童全体の77%超となるため、この年代への対応が不可欠である。県において児童虐待相談内容の分析をおこない、虐待通告があつたものについては、速やかに児童相談所と警察署間で未然防止できるよう、関係者・団体と連携した対策を講じていくことが必要である。

3. 学校教育現場でのジェンダー平等・多様性推進について

「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、学校教育現場でジェンダー平等や多様性を認め合う視点に立つて、性的指向・性自認（性同一性障害を含む）に関する偏見にもとづく言動の払拭や正しい理解の促進のため、性の多様性に係るリーフレットを配布や研修・相談体制の整備を継続し、全ての学校教育現場でのジェンダー平等推進の浸透をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

2023年6月23日に公布・施行された「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、ジェンダー平等や多様性を認め合う教育現場を実現するために、一人一人が個性と能力に応じて社会に参画する意識を理解することが不可欠であり、そのための継続的な研修が必要と考える。

上記の法律の周知とともに、学校現場における教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて、性の多様性に係るリーフレットの配布や研修・相談体制の整備を継続しておこない、全ての学校教育現場でのジェンダー平等推進をおこなうことが必要である。

4. 部活動の地域移行及び地域連携による参加者費用負担について

部活動地域移行及び地域連携による地域クラブ活動に参加する生徒の参加者費用負担支援として、地域移行及び地域連携している文化・スポーツ団体での活動において、参加する生徒に対する補助をおこなうこと。特に、費用負担に関して、金銭的側面から断念せざるを得ない生徒が出ないよう、困窮家庭に対する補助金の支援をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

文部科学省では、2023年度から2025年度までを「改革推進期間」とし、部活動改革の取組を進めています。

地域移行及び地域連携のメリットとして、「子供たちの多様な体験活動の機会を確保することができる」「専門的な指導が受けられやすくなる」「教員業務のスリム化が期待できる」などがあげられている。一方、デメリットとしては、「指導者や受け皿の確保が容易ではない」「生徒の安全上の不安がある」「保護者の経済的負担が求められる」などがあげられている。

今後、地域クラブ活動への移行を持続可能なものにしていくためには、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることがないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要である。「埼玉県地域クラブ活動推進計画」では、地域クラブ活動の運営・実施には、企業からの寄附や企業版ふるさと納税の活用などを

市町村に周知をするとしているが、国・県の財政的支援は不可欠であるため、継続した国への要請や県からの助成をおこなう必要がある。

VII. 人権・ジェンダー平等政策

1. パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度について

(1) パートナーシップ制度では、埼玉県としての導入をはかること。また、市町村ごとに制度の内容が異なるため、県が主体となった制度の統一をすすめること。

＜要請の根拠＞

社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する認識が深まり、県内の全63自治体でパートナーシップ制度が導入された。しかし、市町村ごとにパートナーシップ制度の内容が異なるため、市町村を越えて異動した場合や、他の市町村の施設を利用する場合などでスムーズに適用できない事があり、行政サービスに係る課題を共有できるよう要望する。

(2) ファミリーシップ制度の普及が進んでいないことから、制度の導入について更なる検討をすること。

＜要請の根拠＞

県内の市町村でパートナーシップ制度が広がりを見せる中、ファミリーシップ制度の普及はあまり進んでいない。ファミリーシップ制度ができることで、親の介護や兄弟のサポート、子育てをしている戸籍上同性のカップルを含んだ家族へのサポートがなされない懸念があるため、制度の導入を進める求めることである。

VIII. 消費者政策

1. カスタマーハラスメントと消費者教育について

公労使による専門委員会にて、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為などのカスタマーハラスメントの抑止・撲滅を推進するカスタマーハラスメントを防止する罰則条項を入れた条例の制定を継続して検討すること。また、倫理的な消費者行動を促す消費者教育をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

労働施策総合推進法の改正を踏まえ、カスタマーハラスメントを行ってはならないことについての社会における機運醸成のため、カスタマーハラスメント防止条例の制定は重要な取り組みである。しかし、一部の消費者による過度な行為の抑止・撲滅には、罰則条項を入れた条例の制定が効果的であると考えるため、専門委員会にて継続して検討すること。

IX. 防災政策

1. 埼玉県、県内市町村の防災対策について

あらゆる災害に対し、全ての住民が安心して支援を受けられる環境整備を推進すること。

(1) 災害時における避難所（防災拠点校の体育館など）機能について

多発する集中豪雨などの自然災害に対応できる防災拠点校を増やし、優先順位をつけて、体育館などの避難所機能の充実をはかること。

具体的には、すべての対象施設に対して、計画的にエアコン機器の設置・増設、停電時に利用できる電源の確保、および備蓄品については、避難弱者と呼ばれる人達が本当に必要な対応になっているか確認をすること。

＜要請の根拠＞

河川に囲まれた埼玉県においては、水害対策を優先して防災対策に取り組まなくてはならない。中でも災害時の避難所となる防災拠点校の整備は、構造や周囲の状況、立地場所などを鑑みて、優先順位を付けて取り組む必要がある。

また、多くの防災拠点校は、建設時、大地震を想定して整備したものであり、整備されて25年余りが経過し、設備の老朽化が進んでいる。

防災拠点校は、いざという時に住民が安心して避難できることが重要であり、地震だけではなく、豪雨などの自然災害においても、安全確保に役立つための整備が必要である。

そのためにも、全ての対象施設において、計画的にエアコン機器の設置・増設をおこない、停電時に利用できる電源の確保、および備蓄品の保管に取り組む必要がある。

また、豪雨災害は梅雨期から夏季にかけて発生するが多く、避難先においての熱中症などの2次被害を発生させない環境整備が必要である。

さらには、避難弱者（災害対策基本法の「要配慮者」と同義で扱われる、「高齢者」「障碍者」「乳幼児」「その他特に配慮を要する者」）が必要な物品が備蓄品として取り揃えられているか、当事者の意見が反映されていることを確認する必要がある。

(2) インフラの老朽化対策への対応について

社会資本とされる県内の道路橋、トンネル、河川、下水道等について、計画的に点検し、維持管理・更新をつとめること。

＜要請の根拠＞

2025年1月28日に八潮市で発生した道路陥没事故は流域下水道管の老朽化破損に起因するとされており、該当下水道管は1983年に整備され、整備から42年が経過してものであった。県内の社会資本とされる道路橋、トンネル、河川、下水道の多くは高度成長期以降に整備されたものであり、今後建設後50年が経過する物が多くある。

八潮市の事故を受け、県や県内市町村において下水道管の点検を始めてはいるものの、他の社会資本を含め対応に至っていることは数少ない。

国土交通省によると2018年度に今後30年後（2048年度）までの維持管理・更新費の推計をおこなったところ、「事後保全」の対応をするよりも、「予防保全」へ切り替えることによる費用の縮減効果が大きいとしている。しかし、「予防保全」に切り替えたとしても、県や県内自治体のインフラメンテナンスには莫大な費用が掛かるため、今後も国に対しインフラメンテナンスへの補助を要請し、多くの県民の生活や命を守るため、保全が必要なインフラに優先順位を付け、計画的にメンテナンスをおこなっていくことが必要である。

（3）首都直下型地震等、マグニチュード7クラス以上の地震発生への対応について

①非常参集訓練、図上訓練の充実による市町村での災害対応レベルの向上をはかること。

＜要請の根拠＞

日本の災害対策の法体系の基本は、市町村が主たる対応者であり、そのフォローをするのが都道府県となっていることから、市町村や都道府県の役割が非常に重要である。

災害対応能力を上げるためにも、常日頃から実践的な訓練をおこない、対処能力を上げる必要があり、非常参集訓練や図上訓練を頻繁におこなう必要がある。

②災害時協力企業マップの作成と配布を進め、災害に備えること。

また、災害発生時に埼玉県G I S（地理情報システム）を活用できる環境整備をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

平常時から自治体企業が協定を結び、緊急時には迅速な対応ができるよう準備を整えることとあわせ、緊急時には十分に機能することが望ましい。

埼玉県においては、「ミンナ防災」の取り組みの中で、埼玉県地域防災サポート企業・事業所を紹介して取り組んでいる。しかしながら、利用者からは、マップ上での表記でないため、いざという時には活用できない。

より利用しやすい、活用しやすい取り組みとして、災害時協力企業マップの作成と配布を進め災害に備えること。また、市町村においても、災害時協力企業マップ作成の前進がはかられるよう、県は各市町村に対しての指導を進める必要がある。

また、各市町村においては、災害時協力企業への取り組みを継続しながら、県と連携した、災害時協力企業マップの作成と配布を進め災害に備えることが必要である。

（4）台風や線状降水帯などによる水害への対応について

洪水発生時の垂直避難を円滑にするため、避難指定ビルなどの設定をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

近年、地球の温暖化に伴う台風の大型化や線状降水帯の頻繁な発生など、水害が起こる確率は非常に高くなっている。

埼玉県においても、2019年の台風による被害は記憶に新しい。当時、県北部において緊急避難指示が出された際、避難者はどこに避難してよいのか分からず、自己判断にて近隣の高いビルに駆け込み避難していた実態がある。

浸水リスクの高い地域においては、避難ビルや高層建物を指定し、住民が垂直避難できるよう整備する必要がある。

【参考情報】

＜東京都の津波避難ビル制度＞

東京都では、浸水リスクの高い地域において、避難ビルを指定し、住民が安全に垂直避難できるように条例を整備しています。また、指定された避難ビルには適切な標識や案内が設置され、避難経路も明確にされています。

＜大阪市の浸水対策＞

大阪市では、洪水や高潮時の避難を目的として垂直避難を推奨する条例を制定し、避難ビルの指定や住民への周知活動をおこなっている。また、避難訓練も定期的に実施され、住民の避難意識向上をはかっている。

X. 投票率向上への取り組み

1. 県内の投票率向上に向け、義務教育段階からの主権者教育を実施すること。

2015年に選挙権が18歳に引き下げられてから約10年が経過したが、埼玉県内の衆議院、参議院の両国政選挙や知事選挙において、10代から20代年代の投票率の向上は見受けられず低調のままであるため、現在おこなっている若者の投票率向上への取り組みを拡大し、将来の投票率向上のため、義務教育段階からの主権者教育をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

2023年におこなわれた、埼玉県知事選挙の投票率は23.76%と過去最低を記録した。また全国知事選挙の歴代投票率ワースト5のうち三つを埼玉県が占めており、投票率の低迷が止まらない状況である。さらに2024年10月におこなわれた第50回衆議院議員選挙も埼玉県の戦後最低の投票率となり、埼玉県の低投票率の問題は深刻と言える状況である。

中でも、選挙権が18歳に引き下げられ、約10年が経過したが、県内の国政選挙、知事選挙において、10代、20代の投票率は県内平均を下回る状況となっている。

そのため埼玉県において将来の投票率向上を考え、また、県民が自らの権利や義務など国民生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識も高める中で政治参加を促すことを目的に義務教育段階から主権者教育をおこなうことが必要であると考える。